

② 介護保険料について

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。

町でも、高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、平成30年度から令和2年度までの第7期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用を賄うために新たに保険料を算定しました。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は、財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用を賄うために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。第7期の保険料は以下のとおりで、基準保険料額は年額71,400円になります。（参考：第6期（平成27～29年度）の基準保険料額 年額66,000円）

第1段階、第2段階および第3段階の保険料は、消費税増税による財源を充て軽減の強化を実施します。

所得段階	対象者	算定式	年額	
第1段階	①生活保護受給者／②町民税非課税者かつ老齢福祉年金受給者／ ③町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.3 (0.375)	21,420円 (26,770円)	
第2段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5 (0.625)	35,700円 (44,620円)	
第3段階	町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額×0.7 (0.725)	49,980円 (51,760円)	
第4段階	町民税課税世帯で本人に	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.9	64,260円
第5段階	町民税が課税されていない	前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額×1.0	71,400円
第6段階	本人に町民税が課税されている	前年の合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	85,680円
第7段階		前年の合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	92,820円
第8段階		前年の合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	107,100円
第9段階		前年の合計所得金額が年間300万円以上の方	基準額×1.7	121,380円

※（ ）は前年度の割合および年額

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

介護保険料の納め方

■ 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■ 65歳以上の方の保険料

○ 受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます…年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料が年金から天引きされます。

○ 受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます…役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。納付場所は、各総合支所・出張所、納付書に記載された町の指定金融機関、コンビニ*等です。

※コンビニ納付では、使用期限を過ぎた納付書や納付書をホッチキスで留めたものなど、納付できないものもあります。コンビニで納付ができない場

合は、納付書裏面に記載の金融機関または役場窓口で納付してください。

※納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をお勧めします。町指定の金融機関で手続きできます。

※災害など特別な事情で介護保険料の納付が困難な場合は、減免や徴収猶予を受けられる場合があります。収入や所得等を確認する必要がありますので、ご相談ください。

保険料を納めないでいると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1～3割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなったりします。

※令和2年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

※8/4 修正 「ホッチキスで閉じたもの」
⇒「ホッチキスで留めたもの」

☎ 介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503